

## 電気供給約款<沖縄電力エリア【低圧】> 新旧対照表

(下線部分が変更箇所)

旧	新
<p>23 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、以下のいずれかの方法により支払っていただきます。            なお、お客さまが個人の場合の支払い方法は原則として<u>イの方法とし</u>、お客さまが法人の場合の支払い方法は原則として<u>ロまたはハの方法</u>としますが、当社が特に認めた場合は、その他の方法とします。</p> <p>イ お客さまが当社の指定するクレジットカード会社との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、支払期日は、クレジットカード会社から当社への支払日といたします。ただし、クレジットカード会社からお客さまの支払状況等により当社に料金の立替払いが支払われない旨の通知があった場合は、その通知があった日とします。</p> <p>ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、支払期日は、支払義務発生日の翌々月6日といたします。</p>	<p>23 料金その他の支払方法</p> <p>(1) 料金については毎月、以下のいずれかの方法により支払っていただきます。            なお、お客さまが個人の場合の支払い方法は原則として<u>イまたはロの方法とし</u>、お客さまが法人の場合の支払い方法は原則として<u>ロまたはハの方法</u>としますが、当社が特に認めた場合は、その他の方法とします。</p> <p>イ お客さまが当社の指定するクレジットカード会社との契約にもとづき、そのクレジットカード会社に毎月継続して料金を立替えさせる方法により当社が指定した金融機関等を通じて払い込みにより支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、支払期日は、クレジットカード会社から当社への支払日といたします。ただし、クレジットカード会社からお客さまの支払状況等により当社に料金の立替払いが支払われない旨の通知があった場合は、その通知があった日とします。</p> <p>ロ お客さまが指定する口座から当社の口座へ毎月継続して料金を振り替える方法により支払われる場合は、当社が指定した様式によりあらかじめ当社に申し出ていただきます。この場合、支払期日は、支払義務発生日の翌々月6日といたします。</p>
<p>附則</p> <p>1 実施期日</p> <p>この供給約款は、<u>令和2年4月1日</u>から実施いたします。</p>	<p>附則</p> <p>1 実施期日</p> <p>この供給約款は、<u>令和3年8月1日</u>から実施いたします。</p>

<p><u>4 消費税法の改正にともなう経過措置</u></p> <p>社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年 11 月 28 日法律第 85 号）第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成 24 年 8 月 22 日法律第 68 号）第 5 条第 2 項の適用を受ける、令和元年 9 月 30 日以前から供給契約が継続し、令和元年 10 月 1 日から令和元年 10 月 31 日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（令和元年 10 月 1 日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が令和元年 11 月 1 日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成 28 年 11 月 28 日政令第 358 号〕第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成 26 年 9 月 30 日政令第 317 号〕第 4 条第 3 項で定める部分に限ります。）の算定における料金率および基準単価は、次のとおりといたします。</p>	<p>(削除)</p>														
<p>(1) III（契約種別および料金）の料金率については 14（従量電灯）(1)ニ、(2)ニまたは 15（低圧電力）(4)にかかわらず、次のとおりといたします。</p> <p><u>イ エネワン 300 プラン</u></p> <table border="1" data-bbox="159 967 1104 1066"> <tr> <td rowspan="2">電力量料金</td> <td>定額料金</td> <td>1 契約につき最初の 300 キロワット時まで</td> <td>7,820 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>従量料金</td> <td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td> <td>28 円 71 銭</td> </tr> </table> <p><u>ロ エネワン 500 プラン</u></p> <table border="1" data-bbox="159 1118 1104 1206"> <tr> <td rowspan="2">電力量料金</td> <td>定額料金</td> <td>1 契約につき最初の 500 キロワット時まで</td> <td>13,500 円 00 銭</td> </tr> <tr> <td>従量料金</td> <td>上記をこえる 1 キロワット時につき</td> <td>27 円 82 銭</td> </tr> </table>	電力量料金	定額料金	1 契約につき最初の 300 キロワット時まで	7,820 円 00 銭	従量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	28 円 71 銭	電力量料金	定額料金	1 契約につき最初の 500 キロワット時まで	13,500 円 00 銭	従量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	27 円 82 銭	<p>(削除)</p>
電力量料金		定額料金	1 契約につき最初の 300 キロワット時まで	7,820 円 00 銭											
	従量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	28 円 71 銭												
電力量料金	定額料金	1 契約につき最初の 500 キロワット時まで	13,500 円 00 銭												
	従量料金	上記をこえる 1 キロワット時につき	27 円 82 銭												

ハ エネワン動力プラン				(削除)
(イ) 基本料金				
契約電力 1 キロワットにつき			1,215 円 32 銭	
(ロ) 電力量料金				
使用電力量		夏季料金	その他季料金	
第 1 段階料金	最初の[契約電力×70]キロワット時までの 1 キロワット時につき	15 円 66 銭	14 円 30 銭	
第 2 段階料金	[契約電力×70]キロワット時をこえる 1 キ ロワット時につき	25 円 00 銭	25 円 00 銭	
(ハ) 省エネ割引				
使用電力量		省エネ割引単価		
[契約電力×50]キロワット時以下のとき契約電力 1 キロワットにつき		50 円 00 銭		
[契約電力×50]キロワット時をこえるとき		適用対象外		
(2) 別表 2 (燃料費調整) の基準単価については、別表 2 (燃料費調整) (2)にか かわらず、次の通りといたします。				(削除)
1 キロワット時につき			31 銭 0 厘	